

委任契約書(民事)

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

第1条(事件等の表示と受任の範囲)

甲は乙に対し下記事件又は法律事務(以下「本件事件等」という)の処理を委任し、乙はこれを受任した。

①事件等の表示

事件名 _____ ①財産引き継ぎ(西山キミエ様分) _____
_____ ②遺産分割協議・調停事件 _____
_____ ③遺留分侵害額請求調停事件 _____

②受任範囲

- 示談交渉、 書類作成、 契約交渉
- 訴訟(一審、控訴審、上告審、支払督促、少額訴訟、手形・小切手)
- 調停、 審判、 債務整理(破産、民事再生、任意整理、会社更生、特別清算)
- 保全処分(仮処分、仮差押)、 証拠保全、 即決和解
- 強制執行、 遺言執行、 行政不服申立
- その他(財産引き継ぎ)

第2条(弁護士報酬)

甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうち を付したものを選択すること及びその金額(消費税を含む)又は算定方法を合意した。

■着手金

- ①着手金の金額を次のとおりとする。
 - 金 55万円(10%消費税込)とする。
- ②着手金の支払時期は、本件受任時から7日以内とする。

■報酬金

- ①報酬金の金額を経済的利益により下記のとおり区分する。
 - 甲が得た経済的利益が300万円以下の場合には経済的利益の16%及び10%消費税、経済的利益が300万円ないし3000万円の場合には経済的利益の10%+18万円及び10%消費税、経済的利益が3000万円ないし3億円の場合には経済的利益の6%+138万円及び10%消費税とする。
 - 金 _____ 万円とする。
- ②報酬金の支払時期は、本件事件等の処理の終了したときから7日以内とする。

□手数料

- ①手数料の金額を次のとおりとする。
 - 金 _____ 万円及び10%消費税とする。
- ②手数料の支払時期・方法は、特約なき場合は乙からの請求書到達後7日以内に乙の指定する口座に一括払いするものとする。

□出廷日当

- ①1回当たりの日当の金額を次のとおりとする。
 - 金 _____ 円(税込)とする。
- ②甲は日当の予納を(する、 しない) ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は _____ 回分である。
 - 金 _____ 円とする。
- ③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に清算する。

□出張日当

- ①出張日当を(一日、 半日) 金 _____ 円とする。
- ②甲は出張日当の予納を(する、 しない) ものとし、追加予納につい

ては特約に定める。予納を合意した金額は_____回分である。
金_____円とする。

③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に清算する。

その他 _____

第3条(実費・預り金)

甲及び乙は、本件事件等に関する実費等につき、次のとおり合意する。

■実費

- ①甲は費用概算として金3万円を予納する。
- ②乙は本件事件等の処理が終了したときに清算する。

預り金

甲は_____として金_____円を乙に預託する。

第4条(弁護士業務の適正の確保)

1. 甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
2. 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示または提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
3. 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

第5条(事件処理の中止等)

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条(弁護士報酬の相殺等)

1. 甲が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第7条(中途解約の場合の弁護士報酬の処理)

1. 委任契約に基づく事件等の処理が、解約、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときでも着手金は返還しないものとする。ただし、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、事件処理の過程に応じて、着手金の一部又は全部を返還する。
2. 乙は、事件処理の過程に応じて、甲に対して報酬の一部または全部を請求することができる。ただし、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、報酬の請求をすることができない。

第8条(反社会的勢力排除条項)

1. 甲は、本件契約時において、自己（法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、乙が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、乙

の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と乙が判断する資料を提出しなければならない。

3. 乙は、甲が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
4. 乙が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求することができない。ただし、乙が甲に対して損害賠償請求を行うことを妨げるものではない。

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

令和5年10月20日

甲（依頼者）

住所 〒790-0842

松山市道後湯之町4番12号
ロイヤル道後503号

氏名

西山 紀男  印

電話番号

089-909-5108 air.

メールアドレス


ggcm2.mg@ta.ocn.ne.jp

乙（受任主任弁護士）

住所 〒850-0055

長崎県長崎市中町5番23号大久保中町第二ビル2階

弁護士法人岩永・新富法律事務所

氏名 代表社員 弁護士 岩永隆之  印

適格請求書発行事業者登録番号：T4-3100-0500-8103

電話番号 095-829-2120

メールアドレス iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp